高知県岩石採取計画認可事務取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。） に規定する岩石の採取計画の認可に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることにより、事務の適正化並びに岩石の採取に伴う災害の防止及び岩石採取場跡地の整備を図ることを目的とする。

（採取計画の認可申請書等の提出）

第２条　法第33条の認可申請をしようとする採石業者は、法第33条の３に規定する申請書（以下

　「認可申請書」という。）を岩石の採取に着手しようとする日又は従前の採取計画の認可に関する期　間が満了する日の60日前までに、知事に提出しなければならない。

２　法第33条の認可を受けた採石業者が当該採取計画を変更しようとするときは、採石法施行規則　　（昭和26年通商産業省令第６号。以下「規則」という。）第８条の16に規定する申請書（以下「変更申請書」という。）を当該変更に係る採取計画に着手しようとする日の60日前までに知事に提出しなければならない。

（認可申請書の区別）

第３条　次の各号に該当する場合は、法第33条に基づく認可の申請をしなければならない。

（１）新たな岩石採取場を開設しようとする場合

（２）認可を受けた岩石採取場で、採取計画の認可期間の満了により、継続して認可を受けようとする　　　場合

　　　ただし、採取行為を行わず跡地緑化のために認可期間を延長する場合は、変更の認可申請とする。

（３）認可を受けた岩石採取場で、採取計画の認可期間内に、採掘区域を拡大して認可を受けようとす　　　る場合

　　　ただし、自然発生による亀裂等（採取行為による亀裂等は除く。）による災害防止上やむを得ない　　　安全対策に係る区域の拡大については、森林法に規定する変更届出範囲内の区域に限り変更の認可　　　の申請とすることができる。

２　次の各号に該当する軽微な変更を除く岩石採取計画の変更をする場合は、法第33条の５に基づく変更の認可の申請をしなければならない。

（１）機械設備を（破砕・選別・水洗設備を除く。）同じ能力のものに置き換える場合

（２）採取期間の短縮又は採取量の減少を行うが、その他の事項については全く変更しない場合

（３）進入道路等の変更等により災害が発生する恐れがないと認められる場合

（認可申請書等の提出部数）

第４条　認可申請書又は変更認可申請書の提出部数は、正本１部及び副本２部とする。ただし、岩石採　取場の所在地が２以上の市町村にわたる場合における副本の提出部数は、当該市町村の数に１を加え　た数とする。

（認可申請書の作成）

第５条　認可申請書又は変更認可申請書及びこれらに添付すべき書類は、原則として別に定める「高知　県岩石採取計画認可申請書作成要領」により作成するものとする。

（保証書の提出）

第６条　認可申請又は変更認可申請を行おうとする採石業者（以下「申請者」という。）は、岩石採取　場の採取跡地の整備（以下「採取跡地の整備」という。）に関し、次の各号に定めるところにより保　証書を提出しなければならない。

（１）申請者が採取跡地の整備に関し、自主的な保安の確立を目的として設立された法人であって知事　　　が指定する法人の構成員であるときは、当該法人が連帯して保証人となる旨の保証書（様式第１号）

（２）申請者が前号に掲げる者以外であるときは、採取跡地の整備について保証能力を有する採石業

　　（法第10条第１項第３号に規定するものをいう。）若しくは建設業（建設業法（昭和24年法律　　　　第100号）第２条第２項に規定するものをいう。）又はこれらに類する事業を行う者２者が連帯　　　　して保証人となる旨の保証書（様式第２号）

２　前項第１号の指定法人となるためには、指定願（様式第３号）を提出しなければならない。

（審査の基準）

第７条　岩石の採取計画の認可に関する審査基準は、関係法令及びこの要綱に定めるもののほか、経済　産業省資源エネルギー庁作成の「採石技術指導基準書」によるものとする。

（市長村長の意見の聴取）

第８条　知事は、認可申請書又は変更認可申請書を受理したときは、速やかに岩石採取場が所在する市　町村の長（岩石採取場の所在地が２以上の市町村にわたる場合は、当該２以上の市町村の長をいう。　以下同じ。）から採取計画についての意見を聴くものとする。ただし、認可申請書又は変更認可申請　書に当該市町村長の意見書が添付されているときは、当該市町村の長についてはこの限りでない。

（関係機関の協議）

第９条　知事は、認可申請のあった区域及び周辺に騒音や汚濁水の流入等の影響を受ける公共の用に供　する施設等がある場合には、関係機関の長の意見を聴き、支障のあるときは、申請者にその旨を通知　し調整を図るものとする。

（採取計画の認可の期間）

第10条　採取計画の認可の期間は、次に定めるところによる。

　　ただし、他法令に基づく規制措置のある場合は、この要綱で定める期間を超えない範囲で、当該法　令等の許認可期間内とする。

（１）　新規認可については、２年以内とする。

（２）　継続認可については、原則として３年以内とするが、次の要件すべてに該当し、採掘方法、災　　　害防止対策等に問題のないと認められる場合については、特例として７年以内とすることができ　　　る。

　　ア　採取に係る権限が申請しようとする採取期間以上であること。又は確実に取得する見込みがあ　　　　ること。

　　イ　他法令等に基づく規制措置との整合性において、問題がないと見込まれること。

　　ウ　前認可期間において、採取状況等が次に掲げるものであること。

　　　（ア）災害の発生がなかったこと。

　　　（イ）採石法による行政処分を受けていないこと。

　　　（ウ）採石法以外に適用される法令等による行政処分を受けていないこと。

　　　（エ）採取場の安全管理体制（災害防止体制、法遵守状況）が十分であったこと。

　　　（オ）採取計画の履行の状況が良好であり、環境保全等について地域との間で問題がないこと。

　　エ　申請に係る採取場について、申請者が租税特別措置法に定める特定災害防止準備金を積み立て　　　　ていること若しくは、要綱第６条第１項第１号で定める指定法人（以下「指定法人」という。）　　　　による岩石採取場の採取跡地の整備に関する保証書が提出され当該指定法人において実施する安　　　全管理等の指導点検パトロール等を受けていること。

（３）　上記の要件をすべて満たすものであっても、立地、環境条件等を勘案し、他の事例と比較して　　　著しく均衡を欠くと知事が認めたときは、この限りでない。

　２　前項第２号の特例措置による認可を希望する者は、知事に対し事前に協議を行うものとする。

　　　ただし、特定災害防止準備金を積み立てられており指定法人の保証書が提出されている場合は、　　　７年以内として協議することができ、指定法人の保証書のみが提出される場合は、５年以内として　　　協議することができる。

　３　変更の採取計画の認可期間は、原則として当該の採取計画の認可期間の残存期間とする。

（災害の報告等）

第11条　採石業者は岩石の採取に伴う災害が発生したときは、直ちに電話により知事に通知するとともに発生した日から２週間以内に災害等発生状況報告書（様式第４号）を提出しなければならない。　　また、災害発生の恐れがあるときは直ちにその旨を知事に通報しなければならないものとする。

（指示票の交付等）

第12条　知事は、岩石採取場における立入検査の結果、改善を必要とする事項を発見したときは、指示票（様式第５号）を交付して当該事項について改善を求めるものとする。

２　前項の規定により改善を求められた採石業者は、速やかに指示された事項について適切な措置を講　じるとともに、これらの事項に係る措置状況報告書（様式第６号）を知事に提出しなければならない　ものとする。

（休止又は廃止の届出）

第13条　採石業者は、法第33条の10に規定する休止又は廃止の届出を行う場合は、休止又は廃止後の災害防止に関する措置の状況を示す平面図及び岩石採取場の写真を添付しなければならないもの

　とする。

２　知事は、前項の届出があったときは、岩石の採取に起因する災害の発生を未然に防止するため、速　やかに当該届出に係る岩石採取場の調査を実施するとともに、採石業者に対して必要な助言又は指導　を行うものとする。

３　知事は、休止又は廃止の届出を受理したときは、その旨を岩石採取場が所在する市町村に通知する　ものとする。

（立会）

第14条　採石業者は、法施行担当職員が現地調査を行う際には、採石業務管理者を立会させるものとする。

（適用除外）

第15条　次の各号に掲げる認可申請については、第６条の規定は適用しない。

（１）国又は地方公共団体が計画する岩石採取計画

（２）公社、公団、事業団等の特殊法人が行う岩石採取計画

（３）採取場の総面積が１ヘクタール以下の岩石採取計画（破砕・選別・水洗設備を有する採取場を除　　　く。）

（協議）

第16条　採石法第42条の２に規定する協議であって、公共工事の施工に伴い発生した岩石については、別に定める「高知県岩石採取に係る協議書記載要領」により取り扱うものとする。

附則

　１　この要綱は、平成12年８月１日から施行する。

　２　この要綱の施行前に採取計画の認可若しくは変更の認可を受けた者、また認可申請書若しくは変　　　更認可申請書が受理された者に対しては、第６条、第10条の規定は、当該採取計画に係る認可又　　　は変更認可の期間までは適用しない。

　３　第６条に規定する指定法人については、この要綱施行前に指定された法人（「高知県岩石採取計　　　画認可事務取扱要領（昭和63年４月１日施行）」第６条第２項の規定により指定願が提出された　　　法人）については、すでに指定された法人とする。）

附則　この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

附則　この要綱は、平成18年７月１日から施行する。

附則　この要綱は、令和３年３月17日から施行する。　様式第１号（第６条第１項第１号）

保　　証　　書

　今般　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）が、次の場所に係る岩石採取計画を採石法

第33条（第33条の５）の規定によって認可（変更認可）を受けて操業するにあたり甲の採取跡地の

整備に関する保証契約における連帯保証人（以下「乙」という。）は、本書各条項について承諾し、

採取終了時の災害防止措置等が保証されていることを高知県知事（以下「丙」という。）に対して、

ここに証する。

　　　岩石採取場所在地

　　　　　　　　　　　　市　　　　　　町

　　　　　　　　　　　　郡　　　　　　村　　　　　　　　　　　　　　地内

（保証の期間）

第１条　乙は、甲が上記の岩石採取場における採取跡地の整備を履行できなくなった場合は、乙が連帯　　　して確実にこれを履行すること。

　　２　前項の保証する期間は、当該認可申請に係る岩石採取計画認可の日からその採取場について採　　　取跡地の整備が丙により完了されたと確認される日までとする。

（保証の履行）

第２条　丙は、甲が岩石採取場について災害防止措置等を履行すべき状態に至っても、その履行をしな　　　かった場合、乙に対し直ちに採取跡地の整備の全部又は一部の履行を請求することができる。

　　　　　　年　　月　　日

 　岩石採取計画認可申請人

 　　　住　　所

 　　　名　　称

 　　　氏　　名

 　連帯保証人

 　　　住　　所

 　　　名　　称

 　　　氏　　名 　　㊞

　　　　　　高知県知事　　　　　　　　　様

様式第２号（第６条第１項第２号）

保　　証　　書

　今般　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）が、次の場所に係る岩石採取計画を採石法

第33条（第33条の５）の規定によって認可（変更認可）を受けて操業するにあたり甲の採取跡地の

整備に関する保証契約における連帯保証人　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）

及び連帯保証人　　　　　　　　　　　　　　（以下「丙」という。）は、本書各条項について承諾し、

採取終了時の災害防止措置等が保証されていることを高知県知事（以下「丁」という。）に対して、

ここに証する。

　　　岩石採取場所在地

　　　　　　　　　　　　市　　　　　　町

　　　　　　　　　　　　郡　　　　　　村　　　　　　　　　　　　　　地内

（保証の期間）

第１条　乙及び丙は、甲が上記の岩石採取場における採取跡地の整備を履行できなくなった場合は、乙　　　及び丙が連帯して確実にこれを履行すること。

　２　前項の保証する期間は、当該認可申請に係る岩石採取計画認可の日からその採取場について採　　　　取跡地の整備が丙により完了されたと確認される日までとする。

（保証の履行）

第２条　丁は、甲が岩石採取場について災害防止措置等を履行すべき状態に至っても、その履行をしな　　　かった場合、乙及び丙に対し直ちに採取跡地の整備の全部又は一部の履行を請求することができ　　　る。

　　　　　　年　　月　　日

 　岩石採取計画認可申請人

 　　　住　　所

 　　　名　　称

 　　　氏　　名

 　連帯保証人

 　　　住　　所

 　　　名　　称

 　　　氏　　名 　　㊞

 　連帯保証人

 　　　住　　所

 　　　名　　称

 　　　氏　　名 　　㊞

　　　　　　高知県知事　　　　　　　　　様

様式第３号（第６条第２項）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　高知県知事　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名及び代表者名

指　　定　　願

　高知県岩石採取計画認可事務取扱要綱第６条第２項に基づき、次のとおり届け出ます。

１　法人の住所、名称、代表者名

２　法人の構成員

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 番号 | 住　　　　　所 | 氏　　　名 | 電　話 | 資本金 | 採　取　地 |  |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |

３　法人の行っている事業の概要

４　採取跡地の整備に関し、実施している制度について

（１）積立金額

（２）積立金の賦課の方法

（３）積立金の保管方法

（添付書類）

（１）法人の登記簿謄本

（２）法人が採取跡地の整備に関し定めている規約

（３）法人の収支決算書

様式第４号（第11条）

災害等発生状況報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　高知県知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名及び代表者名

|  |  |
| --- | --- |
| 災害・事故の発生時刻 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日（　）　　　　　　　時　　　分 |
| 岩石採取場の所在地 |  |
| 発生場所 | 　切羽（崩壊・落石）・破砕機・選別機・運搬中・廃土堆積場・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 被害区分 | 　対人：　対物： |
| 災害の発生状況、原因、被害状況、その他（原因は詳細に） |
| 今後の対応措置（関係機関に対する措置及び指示された事項） |
| 現地見取図 別紙のとおり |
| ＊災害等の調査 |  　　　　　年　　　月　　　日 | ＊調査員 |  |
| ＊意見 |

　＊印の項は、記入しないこと。様式第５号（第12条第１項）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　立入検査員

　本日、貴岩石採取場を立入検査した結果は、下記のとおりでした。これらの改善すべき項目については、　　年　　月　　日までに、その結果を報告してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 改　善　を　要　す　べ　き　事　項 |
|  |  |
| うえのことを立会のうえ確認します。　　　　　　立会人　　　　　　　　　　　　　 |

様式第６号（第12条第２項）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　高知県知事　　　　　　　　　　 　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名及び代表者名

　　　　　　年　　月　　日付けで指示のあった下記の事項については、次のとおり改善措置を講じ

　ましたので、写真、図面、計画書を添えて報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　　　　　　　　　容 |
|  |  |